

総務常任委員会会議録

令和4年3月18日（月）午前10時～
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 執行部あいさつ

4 議 事

- (1) 議案第3号 小美玉市長等の政治倫理に関する条例の制定について
- (2) 議案第4号 小美玉市職員の倫理に関する条例の制定について
- (3) 議案第5号 小美玉市補助金等審議会設置条例の制定について
- (4) 議案第7号 小美玉市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第8号 行政手続等における押印署名の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- (6) 議案第9号 小美玉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- (7) 議案第10号 小美玉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- (8) 議案第11号 小美玉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- (9) 議案第13号 小美玉市消防団の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- (10) 議案第14号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）
- (11) 議案第18号 令和3年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- (12) 議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議について
- (13) 議案第32号 公の施設の広域利用に関する協議について
- (14) 請願第1号 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願採択の請願
- (15) 陳情第1号 下吉影小学校を美術館と美術品等の作品保管庫として利活用するよう求める陳情書

5 その他

6 閉 会

出席委員（5名）

1 番 戸 田 見 良 君	2 番 香 取 憲 一 君（副委員長）
7 番 植 木 弘 子 君（委員長）	8 番 石 井 旭 君
1 2 番 岩 本 好 夫 君	1 9 番 荒 川 一 秀 君（議長）

欠席委員（0名）



付託案件説明のため出席した者

市 長	島田 穰一 君	副 市 長	岡野 英孝 君
市長公室長	倉田 増夫 君	企画財政部長	金谷 和一 君
総務部長	磯 敏弘 君	市民生活部長	太田 勉 君
会計管理者	織田 俊彦 君	消 防 長	池崎 利久 君
危機管理監	石井 光一 君	議会事務局長	戸塚 康志 君
秘書政策課長	倉田 賢吾 君	市民協働課長	貝塚 満典 君
企画調整課長	佐々木 浩 君	財 政 課 長	植田 賢一 君
総務課長	長谷川 正幸君	行政経営課長	山口 恵一 君
人事課長	服部 和志 君	税 務 課 長	島田 視一 君
収納課長	小倉 達郎 君	市 民 課 長	高橋 宏 君
環境課長	朝比奈 公俊君	小川総合支所長	中村 理佳 君
玉里総合支所長	田村 智子 君	防災管理課長	長谷川 勝彦君
会計課長	酒井 美智子君	監査委員事務局長	菅谷 清美 君
議会事務局次長	菊田 裕子 君	消防本部総務課長	井坂 茂樹 君
消防本部警防課長	長谷川 純一君		

議会事務局職員出席者 書 記 菅澤 富美江

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（香取憲一君） 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、総務常任委員会のほうを開催したいと思います。

最初に委員長挨拶で、委員長、お願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

委員の皆様、執行部の皆様におかれましては、足元の悪い中をお集まりいただき、大変ご苦勞さまです。

初めに、一昨日深夜の福島県沖で発生した地震により犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、本市においては、深夜にパトロール等対応に当たっていただいた職員の皆様に、感謝申し上げます。

では、改めまして、このたびご推挙いただき、今議会より委員長を拝命いたしました。微力ではございますが、職務を全うする所存でございます。皆様のご協力をお願い申し上げます。

本日は、13件の議案と1件の請願、1件の陳情になります。付託された案件について、慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

○副委員長（香取憲一君） ありがとうございます。

続きまして、執行部挨拶、島田市長、よろしくお願いいたします。

○市長（島田穰一君） それでは、改めておはようございます。

議員の皆さんには、大変お忙しい中、しかもこのように冷たい朝になっておりますけれども、時間どおり集まっておいただきまして総務常任委員会の付託案件審査ということで、誠にご苦勞さまでございます。

また、委員長の挨拶にありましたように、一昨日の夜、深度6強の地震ということで、この小美玉市では震度5弱の地震が発生したということで、多くの皆さんにご心配、またご不安のときがあったと思います。我々も対策ということでそれぞれ集合し、調査をし、大きな災害がなかったということで安堵したということでございますけれども、やはり常に備えというものが大事だなという実感が、大震災の後11年ということでありましたけれども、長らくまた発生するだろうと言われていたところがございますので、しっかりそういう震災に向

けて、災害に向けて対策を取っていかないといけないなど改めて感じたところがございます。

また、今日の審査の中で13件の議案を用意してあるわけがございます。大半、9件は条例の制定、改正でございます。それぞれ担当のほうから説明をいたしますので、慎重審査をいただいで結果を出していただければありがたいなとお願いするところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、委員長、総務常任委員長からも挨拶がありましたけれども、植木委員長の下で進めていただきたく、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○副委員長（香取憲一君） 市長、どうもありがとうございます。

それでは議事に入ります。

議事進行のほうは、植木委員長のほうでよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（植木弘子君） では、議事に入る前に、本日は福島議員、谷仲議員が傍聴いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、付託案件の審査に入ります。

本日の議題は、3月11日付託された議案審査付託表のとおりです。関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されています。準備はよろしいでしょうか。

当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は一問一答方式とし、1人の方が全て終了するまで質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願ひいたします。また、執行部においても明快な答弁をお願ひいたします。

なお、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には、当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願ひいたします。

一時保留した答弁は、執行部において整い次第、再開することといたします。各位におかれましてはよろしくご協力くださいますよう、お願ひいたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願ひいたします。

それでは付託案件の審査に入ります。

まず、議案第3号 小美玉市長等の政治倫理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） おはようございます。

それでは、議案第3号 小美玉市長等の政治倫理に関する条例の制定についてご説明いたします。

説明につきましては、着座にて失礼いたします。なお、この後の議案説明につきましても着座にての説明をすることについて、ご了承のほうよろしく願いいたします。

提案理由でございますが、市長、副市長及び教育長の倫理基準等を明確化し、市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた市政の発展に寄与するため、この案を提出するものでございます。

1 ページをごらんください。

条例の概要でございますが、第1条は本条例の目的で、第2条は市長の責務として、自ら進んでその倫理性の保持、高潔性の明示を自覚するよう責務を定めております。

第3条では、市民の責務として、市民に対しても主権者として市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持つよう、責務を定めております。

第4条の政治倫理基準では、抽象的な義務を具体化するため、第1号から第5号まで、してはならない遵守事項を規定しております。

2 ページをご覧ください。

第5条では、市民の調査請求件として、政治倫理基準違反の事実の有無に係る市民の知る権利を制度化しております。

第6条では、第5条の規定による市民の調査請求を受けたときの調査審理機関として、小美玉市長等政治倫理審査会の設置に関する項目について定めております。

3 ページをご覧ください。

第7条では、市長等の協力義務として、第5条の規定による市民の調査請求があった場合等に行う審査会の調査審議を円滑に行うために、市長等の協力義務を定めております。

第8条では、虚偽報告等の公表として、市長等が調査に対して非協力であったときにその旨を公表することを定め、実効性を持たせております。

第9条では、有罪判決後における説明責任の確保としまして、問責制度について定めております。第1審有罪判決後に市長等に説明会の開催を義務づけ、釈明の機会を与えるとともに、市民が直接その政治責任を追及する場を保障するためのものとなります。

4 ページをご覧ください。

第10条では、贈収賄等の刑の確定後の措置として、一般職の職員よりも高い政治倫理責任

を負う市長等が有罪判決の確定後もその職にとどまることは適当ではないため、有罪が確定した場合に自発的な辞職を促す趣旨でこの条を定めております。

附則の第2項でございますが、本条例の制定と併せまして、小美玉市長等政治倫理審査会の委員報酬を、日額1万円といたしたく、小美玉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

石井委員。

○8番（石井 旭君） 済みません、ちょっとお聞きしたいんですが、2ページのほうの6条のところ、審査会、7名というふうなことになっておりますが、これほかの自治体を参考にしたのかと思うんですが、この7名が適正なのかどうか、大きく離れているところがあるのかちょっとその辺お聞きしたいのと、この7名の選出の仕方についてもちょっと聞きたいんですが、よろしく願いします。

○委員長（植木弘子君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 石井議員のご質問にお答えいたします。

政治倫理審査会の委員の人数、7名以内で組織するというところでございます。こちらは龍ヶ崎のほうでの官製談合再発防止に関しましての委員会、こちらは5名というような審査会の内容でございました。そういったほかの自治体の例などを参考にさせていただきまして、7名以内で組織するという人数にさせていただいております。

またメンバーでございますが、想定されるメンバーにつきましては、大学の教授や弁護士、それから各種団体等の代表の方などを想定しております。

以上でございます。

○8番（石井 旭君） はい、了解しました。

○委員長（植木弘子君） はい。

ほかに質疑のある方。

戸田委員。

○1番（戸田見良君） 今日もよろしく願いします。

2点お伺いしたいんですが、政治倫理の審査会なんかが行われたときに、その意見書とか

をまとめたものがあると思うんですが、閲覧のやり方とかそういうことが詳しく決まっているのかですね。また、合併したときに、政治倫理のことが職員と議員のほうにはできていたんですが、市長等のほうは政治倫理ができていなかったことなんかも、経緯をちょっともう一度確認させていただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（植木弘子君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 戸田議員のご質問にお答えいたします。

まず、審査会の意見書ということによろしいんですか。

○1番（戸田見良君） はい、閲覧とかそういう公開手続ですね。

○人事課長（服部和志君） 審査会の内容の公開状況ですか。

審査会の詳細につきましては、条例のほかに条例施行規則を、現在策定中でございます。その中で、調査報告の概要の公表ということ、項目がございまして、公表は小美玉市の公告式条例に規定する掲示場に掲示する、そのほか市長が定める方法により行うということで調査報告書を公表するというように考えております。

それともう一点、職員の倫理規定、合併当時策定しまして、市長等の政治倫理につきましては、合併当初は制定していなかったというご質問だと思います、県内の状況等もちょっと調べてみましたが、全てではございませんけれども県内でも市長等の政治倫理条例、制定しているところが幾つかございます。水戸市、つくば市、取手市、守谷市、石岡市、那珂市などは制定している状況でございますけれども、全ての市町村で制定しているという状況ではございませんでした。小美玉市においても、合併当初については制定していなかったというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） はい、戸田委員。

○1番（戸田見良君） 今回政治倫理の制定をするということで、形が整うと思うんですけれども、万が一その内容が出てきたとき、知る権利というか、その部分をもう少し具体的に調べていただけるとありがたいと思います。起こってからつくるというよりは、起こる前からきちっとつくっておくということが大事なと思いますので、特に政治倫理の審査会で扱われた意見書等の閲覧は、ぜひとも前向きに形をつくっていただけて示していただけるとありがたいと思います。前回全員協議会で質問させてもらったときに、取手市のものを政治倫理のほうを参考にしているということもありましたので、取手市ではその閲覧のことについて5年間見ることができるとかきっちと内容的に出ていますので、ぜひともご検討いただけて

お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（植木弘子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号 小美玉市長等の政治倫理に関する条例の制定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 小美玉市職員の倫理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） それでは、議案第4号 小美玉市職員の倫理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止及び公務に対する市民の信頼の確保を目的に、倫理の保持や公正な職務の執行に必要な措置を講ずるため、この案を提出するものでございます。

1 ページをご覧ください。

条例の概要でございますが、第1条が本条例の目的で、第2条は用語の定義となっており、第3条で任命権者の責務として職員への注意喚起及び職員研修等の必要な措置を講じる責務を定めております。

第4条では、管理監督職員の責務として、自らの公正な職務遂行及び職務規律の確保に努めるとともに、部下職員への職員倫理に関する指導監督を行うことを定めております。

2 ページをご覧ください。

第5条では、職員の倫理行動基準として、職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準を定めております。

基準の内容としましては、職務上知り得た情報について、市民の一部に対してのみの有利な取扱いや、市民に対し不当な差別的扱いをしてはならないこと。職務や地位を私的利益のために用いてはならないこと。権限の行使に当たり対象者から贈与を受けるなどの市民の疑惑や不信を招く行為をしてはならないこと。不正な働きかけに一切応じてはならないこと。勤務時間外においても市民の疑惑や不信を招くような行為はしてはならないこと。

以上の5項目を定めております。

第6条では、前条の倫理行動基準を踏まえ、利害関係者との接触や疑惑を招く行為の防止として、禁止行為等に関する規則を定めることとしております。

第7条では、職員の報告義務として、禁止行為等に違反する行為を行わせるような不正な働きかけを受けたときは、直属の管理監督職員または内部通報窓口へ報告しなければならないことを定めております。

3ページをご覧ください。

第8条では、調査の指示として、市長は職員が禁止行為等を行った疑いがある場合、調査を行うことを定めております。

第9条では、禁止行為があった場合の措置として、市長は職員が禁止行為を行ったと認められる場合、懲戒処分その他人事管理上必要な措置を講じることを定めております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

石井委員。

○8番（石井 旭君） 2ページから3ページにまたがったところなんですけれども、職員を管理するという事は重々分かるんですが、ここで3ページのほうで、3段目のところから内部通報の処理に関係しまして、その下の内部通報受付窓口というようなことであるんですが、これ、どのような体制でやるのか、ちょっともう少し詳しく聞きたいです。

○委員長（植木弘子君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） ただいまの石井議員のご質問にお答えいたします。

内部通報窓口に関するご質問でございます。こちらにつきましては、小美玉市職員等によ

る内部通報の処理に関する要綱がございまして、こちらに基づいて行うものでございます。

内部通報窓口としましては、庁内通報窓口として人事課内に設置する通報窓口、それと外部通報窓口ということで、今回改正をしまして外部通報窓口に外部の専門家をお願いする予定となっております。そちらに通報が入った際には調査をしまして、小美玉市内部通報制度委員会というのがございまして、そちらのほうで調査していくという流れになってございます。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 石井委員。

○8番（石井 旭君） はい、分かりました。

この人事課に置くということなのですが、人事課で何名で対応していくのか、異動もあると思うんですが、3年ぐらいの異動になるのかと思うんですけれども、そういったあまり異動がある、人事課1か所だけという、他ではどのようにしているんですかね。本当にうちのほうは支所が2か所ありますから人事課だけじゃなく、もうちょっとそういうことがしやすい体制を取っていただけるとありがたいなという、実際にこういう事件がさきにありましたから、もう少し、ちょっとおかしいなと思ったら上司とか報告するのが一番ですけれども、こういうところに投げるとというのが一番大事だと思うんですよね。それでそういうことがなかったということで調べてもらえれば一番だと思いますけれども、そこがちょっと気にしていたものですから。もう少し支所へも置いたり、いろいろもうちょっと、わざわざ人事課に行かなくてはならないという体制は、やはり誰もがこれちょっとおかしいな、ぐらいではやっぱり言いづらいと思うんで、やはりそうじゃなくて、いくらかおかしいなと思ったらそういうところに投げかけて調べるところじゃないと、担当職員を呼んでやっていかなくてはしないと思うので、もう少し広いところでやっていただきたいのと、外部に委託するというのですが、やっぱりほかでそういう例があるのか、どういうふうに行っているのか、もう少しよくお聞きしたいんですが。

○委員長（植木弘子君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） ただいまのほかの状況とか人事課以外の通報窓口というお話でございすけれども、内部通報窓口として人事課に設置いたしますけれども、そのほかにも直接の所管課の管理監督職員を通しての通報、報告ということももちろんございます。さらに加えて今回外通報窓口ということで、新たに設置するということになっております。

他の市町村につきましては、申し訳ございません、全て把握しているわけではございませ

んが、当市と同じような状況のところは幾つか見受けられる状況でございました。ただいま石井議員からもお話を受けまして、今後もよりよい制度になるように検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 石井委員。

○8番（石井 旭君） よろしく願いいたします。

また、この外部委託とか、ほかの県でもいいですけども、そういう参考資料がありましたら、議員にも配っていただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

要望します。

○委員長（植木弘子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号 小美玉市職員の倫理に関する条例の制定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第5号 小美玉市補助金等審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

山口行政経営課長。

○行政経営課長（山口恵一君） 議案第5号 小美玉市補助金等審議会設置条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、補助金等について客観的な意見や助言を得て、適正で効果的な財政運営の推進に向けて、地方自治法第138条の4、第3項に規定する附属機関を設置するため

この案を提出するものであります。

本審議会は、市長の諮問に応じ、補助金等の交付対象となる事務または事業の評価及び選定に関することや、補助金等の適正化に関することなどについて調査審議し、その結果を市長に答申するものとしております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

石井委員。

○8番（石井 旭君） ちょっと勉強不足で分からないんですが、この補助金等の審査委員会というのは、初めてつくるといふことの認識でよろしいんですか。

○委員長（植木弘子君） 山口行政経営課長。

○行政経営課長（山口恵一君） こちらの審議会につきましては、平成20年に要綱として一度設置はしておりますが、このたび改めまして条例として設置するというような形になっております。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 石井委員。

○8番（石井 旭君） ということは、今までこの条例というか、設置していなかったということ、初めてということでしょうか。

○委員長（植木弘子君） 山口行政経営課長。

○行政経営課長（山口恵一君） 条例としましては初めてとなります。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 石井委員。

○8番（石井 旭君） では、補助金をかなりの団体に出して、この間ちょっと資料をいただきましたけれども、出していると思うんですが、どういうふうな審査をしながら今までは該当して、金額等とか算定したと思うんですが、いっぱいあるので難しいとは思いますが、例えばどういうふうに決めてやってきたのか、特に新たになったのがあれば参考にちょっとお聞きしたいんですけれども。

○委員長（植木弘子君） 山口行政経営課長。

○行政経営課長（山口恵一君） 平成20年のことにつきましては、当時平成20年度合併初の

審議会ということで、全てのものを調査したような形で記録が残ってございました。当時は117件ほど市の単独事業があったようでして、それら全てを審議しまして、継続するものが60件、その他見直し・廃止等が50件ほどあったようでございます。それ以降、審議会は開催されていなかったようでございます。その間、審議会に基づかない形で進めてきたところでございますが、平成20年以降につきましては、毎年の3か年の実施計画、それから、予算ヒアリングのときに確認をしております、そのときに見直しの事務的確認をしておりますが、見直しの事務的フローが確立しておりませんで、本格的な見直しについては行っていませんという形になっております。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 石井委員。

○8番（石井 旭君） はい、分かりました。

今後はこういうことは、例えば毎年やっていくという形かと思うんで、安定してよろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（植木弘子君） ほかに質疑は。

戸田委員。

○1番（戸田見良君） またよろしくをお願いします。

審議会が委員を7人以上もって組織するという事になっておりますが、その内容的なところが、何となく青写真がありましたら教えていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○委員長（植木弘子君） 山口行政経営課長。

○行政経営課長（山口恵一君） メンバーにつきましては、まだ選定のほう、まだしてございません。ほかの自治体等の事例になったものを参考にしまして、行いたいと考えております。現在はまだ選定しておりませんので、ご了承ください。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） 方向性がまた決まりましたら、教えていただいて、資料等があればお願いしたいと思います。要望といたします。をお願いします。

○委員長（植木弘子君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号 小美玉市補助金等審議会設置条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第7号 小美玉市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

倉田秘書政策課長。

○秘書政策課長（倉田賢吾君） それでは、議案第7号 小美玉市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

現在、本市を含む石岡市、行方市及び茨城町の4市町村間で実施をしております公の施設の広域利用につきまして、このたび、かすみがうら市が新たに加入することに伴いまして、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

戸田委員。

○1番（戸田見良君） かすみがうら市が加わるということではありますが、かすみがうら市にある公の施設について、数というのはどのぐらいとか把握してありましたら、教えていただければと思います。

○委員長（植木弘子君） 倉田秘書政策課長。

○秘書政策課長（倉田賢吾君） 今回、広域利用の対象となるかすみがうら市の施設でございますが、全部で7施設になります。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） もし資料がありましたら、資料のほうをお願いしたいと思います。要望します。

○委員長（植木弘子君） 要望として受け取りました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号 小美玉市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第8号 行政手続等における押印署名の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川正幸君） それでは、議案第8号 行政手続等における押印署名の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止だけでなく、市民の利便性の向上や業務の効率化を図るため、また、今後進めていく電子申請等の行政手続のオンライン化を推進しやすい環境

整備のために、全庁的に行政手続等における押印署名の見直しを現在行っております。それに伴います関係条例について所要の改正を行うため、この案を提出するものがございます。

1 ページをご覧ください。

改正する関係条例といたしましては、第1条、小美玉市職員のサービスの宣誓に関する条例、第2条で小美玉市地域包括ケア会議設置条例、第3条で、小美玉市公平委員会の議員のサービスの宣誓に関する条例、第4条で、小美玉市固定資産評価審査委員会委員会条例。

次のページになります。

第5条で、小美玉市文化財保護条例、第6条、小美玉市給水条例、以上の6件の一部改正となります。

次ページ以降は各条例の新旧対照表となりますので、ご参照のほうをお願いしたいと思います。

なお、見直しの結果につきまして、押印を求めている手続が全部で2,268件ございました。そのうち押印を廃止する方針の手続が2,066件でございます。また、署名を求めている手続、こちらが403件ございました。そのうち署名を廃止する方針の手続が297件でございます。

実施の時期につきましては、令和4年4月1日から実施できるように、現在準備を進めているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

戸田委員。

○1番（戸田見良君） またすみません、失礼いたします。

押印のほうで、もし後から、やっぱり必要だったということが出たときには、またそれは訂正することはできるのでしょうか。よろしくお願いたします。

○委員長（植木弘子君） 山口行政経営課長。

○行政経営課長（山口恵一君） 行政経営課のほうでお答えさせていただきたいと思えます。

後から押印、やっぱり必要だったというような場合でございますけれども、今回、必要なものかどうかというところをまず吟味させていただいたところであるんですが、それ以外、例外として必要なものというところで、1つ目が契約書等で国及び県の法令、条例等により義務付けられているというものが1つと、あと、本市以外の組織、団体等で様式が定められ

ており見直しができないもの、次にその他、押印署名を求める趣旨に合理性があるもの、実質的な意味や必要性があるもの、以上3点が例外として残すというような方法で考えております。

したがって、それ以外のものについては、基本的には廃止というような方針で進めておりますので、よほどでないとは出てこないのかなというような気はしております。出てきたときには審議、もちろん検討はさせていただきますが、そういったところで進めておりますので、ご理解のほうをよろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） 必要なときには、また柔軟にやっていただけるとありがたく思います。

以上です。

○委員長（植木弘子君） ほかに質疑はございませんか。

香取副委員長。

○2番（香取憲一君） よろしく申し上げます。

押印廃止につきまして、避けて通れないのはやはりマイナンバーカードのところは、かなりリンクしてくると思うんです。そこら辺をもうちょっと詳しくというか、どれぐらいのものがマイナンバーカードがなければ廃止はできないとかというのがもしありましたら、ちょっとそのところ、少し詳しく教えていただきたいんですけども。

○委員長（植木弘子君） 山口行政経営課長。

○行政経営課長（山口恵一君） マイナンバーカードが必要な場合なんですけれども、今まで書面で行っていた中でマイナンバーカード、恐らく番号が必要な場面というところで、こちら必要な場というのは、大体法律に基づいたものが多いのかなというふうには感じているんですが、マイナンバーカードそのもの自体を使うというよりは、これから電子申請が行われるときに、本人確認が必要であるような、それに関してマイナンバーカードが利用されていくと思っておりますので、電子申請につきましては、廃止後、これから検討のほうに入っていきますので、これからいろいろその辺は内部のほうで検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 香取副委員長。

○2番（香取憲一君） ありがとうございます。

なかなかマイナンバーカードの普及率は、以前よりは伸びてはきてはいると思うんですが、なかなか鈍化している現実があると思いますので、もし市民の皆さんの、行政内部のことも含めて、特に市民の皆さんに直結する申請等で押印廃止の部分がある分につきましては、デリケートな部分もあると思うんですけれども、何とかうまく同時並行で、普及率と同時に押印廃止もうまくいけるように調整をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（植木弘子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号 行政手続等における押印署名の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第9号 小美玉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） それでは、議案第9号 小美玉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、国家公務員に係る非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい環境整備に関する措置が実施されることに伴い、地方公務員についても均衡の原則に基づき、同様の措置を講ずるためこの案を提出するものでございます。

4枚目の新旧対照表をご覧ください。

改正案の第2条、育児休業をすることができない職員に、第3号として任期付短時間勤務職員を加え、第4号（ア）に会計年度任用職員が育児休業を再延長できる年数を2年とする規定を追加し、右側の現行欄になります第2条第3号（ア）の会計年度任用職員の育児休業取得要件を削除するものでございます。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

第2条の2は、養子縁組里親が法定化されたことに伴う文言整理でございます。

第3条は、育児休業を再取得した場合、3ページの第4条は、育児休業を再延長したい場合、第10条は、育児短時間勤務の再請求をしたい場合の理由に、保育所等に入れないことを追加するものでございます。

4ページをご覧ください。

第17条は、育児部分休業をすることができない会計年度任用職員の要件を削除するものでございます。

第18条は、労働基準法の法令番号を追加するものでございます。

5ページをご覧ください。

第21条、第22条は、今回新たに追加するもので、第21条は、妊娠、出産等の申出に対し、職員に育児休業等の情報提供や不利益な取扱いを受けないようにする規定で、第22条は、育児休業の環境整備に関する措置として、第1号で育児休業の研修、第2号で相談体制の整備、第3号で勤務環境の整備規定を設けるものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

戸田委員。

○1番（戸田見良君） 参考にお伺いしたいんですが、この育児休業の改正があると、市役所内ではどのぐらいの方が利用できるような見込みがあるか、ちょっとありましたらお教えいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（植木弘子君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 戸田委員のご質問でございますが、今回のこの育児休業制度改正によりまして、どのぐらいの職員がということでございますが、育児休業につきましては、

現在16名程度の職員が利用しております。

今後もそういった一般職員あるいは会計年度任用職員も、もちろん対象になってまいりますので、そういった職員が育児休業をさらに取得しやすい環境を整備していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） 育児にとって、とてもいい環境になると思うんですが、逆にお休みが多くなるときに、その分、ほかの方の負担が増えることもあると思うので、取得できる数というか、そういうこともある程度見込みをされながら1年間の運営されると思うんですが、そういう部分に関しては何かありますか。ちょっとご意見とか、こういうことがあるだろうとか、何か想定されているようなことがあれば、お教えいただければと思います。

○委員長（植木弘子君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 育児休業を職員が取得する際には、取得しやすい体制を整えるということで、所管課のほうにおいて事務分担の見直しなどの内部調整を行ったり、あとはそういった育児休業制度の研修、新たに課長等に昇任した職員への研修などを予定しております。あと、場合によっては、必要に応じて業務分担の見直しや人員の配置なども検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） 保育所の例えで申し訳ないんですが、保育所も今年はお産する予定でずとか、いろいろあるんですけれども、急なことがあると、なかなか職員が集まらなかったり、その分の業務が遅れたり、また預かれないようなことがあったり、本当にもう日々毎日変わっていくような状況もありますので、改正でよくはなると思うんですが、その業務の負担の部分をもたよく見ながら、この制度を使っていただければと思います。

以上になります。

○委員長（植木弘子君） ほかに質疑はございませんか。

香取副委員長。

○2番（香取憲一君） すみません。ただいま人事課長のほうから提案理由をご説明いただきまして、国家公務員に関わる非常勤職員の育児休業等の取得要件面ということでご説明をいただいたんですけれども、これは、要するに国の国家公務員のほうの規定が変わったので、地方公務員のほうも変わるというのは分かるんですけれども、実際に市役所内部で、実際、

スタッフの皆さん働かれています中で、こういうふうにしてほしい、何とかこういうふうにしていただけないだろうかという要望の現状というか、そういうのは、どうだったのかなというのが、ちょっと分からないで結構ですけれども。

○委員長（植木弘子君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 香取委員のご質問でございます。

これまでの要望等のことかと思えます。これまでも育児休業制度自体がございました。それを利用している職員も実際におります。特に要望ということは、今までございませんで、そういう実際、自分が育児休業等を取得する際には、もちろん、制度の周知ということで職員に個別にお知らせして、こういう制度ありますので利用してくださいということで説明しておりますので、特に要望等は、今のところはないような状況でございます。

○委員長（植木弘子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号 小美玉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第10号 小美玉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） それでは、議案第10号 小美玉市職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、人事院の給与勧告に準じ職員等の期末手当の改定を実施するため、及び第2期小美玉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策として、市内に居住する職員に係る住居手当を引き上げるため、この案を提出するものでございます。

5枚目の新旧対照表をご覧ください。

改正の主な内容でございますが、まず、第1条関係の小美玉市職員の給与に関する条例一部改正でございますが、第18条の2、住居手当につきましては、市内に住居を借りて居住する職員に月額2,500円を加算する規定を追加するものでございます。

次に、第19条の期末手当でございますが、一般職員の期末手当を0.075月分引き下げ、100分の127.5を100分の120とし、部長級職員も同様に0.075月分引き下げ、100分の107.5を100分の100とする改正でございます。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

第3項は、再任用職員の期末手当を0.05月分引き下げ、再任用の一般職員は100分の72.5を100分の67.5とし、部長級の再任用職員は100分の62.5を100分の57.5とする改正でございます。

3ページをご覧ください。

続きまして、第2条関係の小美玉市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございますが、第5条の特別職の期末手当について0.05月分引き下げ、100分の167.5を100分の162.5とする改正でございます。

4ページをご覧ください。

第3条関係の小美玉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、第9条の特定任期付職員の期末手当について0.05月分引き下げ、100分の167.5を100分の162.5とする改正でございます。

恐れ入ります。議案書の2ページのほうをご覧ください。

議案書の2ページ、附則の第2項の経過措置につきましては、住居手当の改正は、令和4年4月以降の月分から適用し、それ以前の住居手当は従前の例によることとし、第3項の検討につきましては、今回の住居手当の改正について実施から3年目に効果を検証する旨の規定となっております。第4項は、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置の規定で、主旨といたしましては、令和3年の人事院勧告につきましては、本来であれば令和3年12月の期末手当で実施すべきところを国及び茨城県の対応に準じて、令和4年6月の期末手当で

減額をするために、令和3年12月で支給された期末手当に職員ごとの割合を乗じて得た額を令和4年6月で支給する期末手当から減額する規定となっております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

戸田委員。

○1番（戸田見良君） また再び申し訳ありません。

住居手当がよくなるということで本当にありがたいことなんです、基本的にアパートなんか満員で、その基準になると、住居手当幾らということだと思んですが、それにプラス2,500円されるというような認識でよろしいでしょうか。また、住居手当は、多分お勤めの方の中で、どれぐらいの割合でアパートを借りているということも、ちょっと参考に教えていただけるとありがたく思います。

○委員長（植木弘子君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 戸田委員のご質問にお答えします。

住居手当の件でございます。現在、本人が賃貸物件の契約者で、現に居住していて家賃を支払っているということが要件となっております、それらの条件を満たした上で金額を計算しているわけでございますけれども、それに加えて、今回市内にアパートを借りて住んでいる職員に月額2,500円を加算するものでございます。

それと、現在そういった住居手当を受けている職員の数ということでございますが、おおむね約40名となっております。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） 職員の福利厚生という部分では、とてもよくなっていくことだと思いますが、逆に圧迫するようなときもありますので、範囲のことも気にしながらお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（植木弘子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号 小美玉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで一旦、暫時休憩を取らせていただきます。

再開は11時10分になりますので、よろしく願いいたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（植木弘子君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

続いて、議案第11号 小美玉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

山口行政経営課長。

○行政経営課長（山口恵一君） 議案第11号 小美玉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正され、国の行政機関における行政手続を原則オンライン化していくために必要な事項が定められたことに伴い、当市においても国の方針に準じ、今後行政手続のオンライン化を進めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、オンラインでの本人確認を可能とする条項、手数料納付

について電子納付による手法を可能とする条項、添付書類の省略を可能とする条項等を追加いたしております。

また、法律名も変わりましたことから、条例名も「小美玉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」から「小美玉市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改正いたします。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） 質疑ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号 小美玉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号 小美玉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

消防本部井坂総務課長。

○消防総務課長（井坂茂樹君） それでは、議案第13号 小美玉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、消防団員の処遇改善及び定員を適正化するため、所要の改正を

行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

表中右側が現行でございまして、記載のとおり、まず、第2条の定員を現行の628人から550人にするものでございます。

次に、第12条の報酬について、現行の年額報酬の一部見直しと、新たに出動報酬を加えるものでございます。なお、報酬額につきましては、新旧対照表に記載のとおりであり、表中右側が現行でございます。

次に、第13条の費用弁償について、これまで出動分類に応じ、従事した分団や団員に支払っていた費用弁償を見直し、出動報酬と費用弁償に区分けし、従事した団員個人への支払いとするものでございます。費用弁償額につきましては、新旧対照表に記載のとおりであり、表中右側が現行でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

戸田委員。

○1番（戸田見良君） またよろしく申し上げます。

今回定員の見直しということで550ということと、あとは年額の報酬を手厚くするということと、あとは出動の報酬が時間で区切っていくようなことだと思うんですけども、このことによって、効果的によくなっていくのかなとも思うんですが、どのぐらいの効果を見込んでいらっしゃるか、ちょっともう少し詳しく教えていただけるとありがたいと思います。

○委員長（植木弘子君） 消防本部井坂総務課長。

○消防総務課長（井坂茂樹君） ただいまの戸田委員の質問にお答えいたします。

このたびの消防団員の処遇改善につきましては、総務省消防庁からの助言に基づくものでありまして、大本は団員の減少に対応するため出動報酬を上げること、それから、これまで分団に支払っていたものを団員個人に直接払うことによって、団員の労苦に報いるということで、最終的には団員の確保を期待しております。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） ありがとうございます。

4時間以上8時間以下ということで8,000円ということなのですが、それ以上になることとか、そういう部分のことは決まっているのでしょうか。よろしくお願ひします。

○委員長（植木弘子君） 消防本部井坂総務課長。

○消防総務課長（井坂茂樹君） 8時間を超える場合、それから、日数をまたぐ場合には、1日単位で8,000円ということを示させていただいております。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 戸田委員。

○1番（戸田見良君） それ以上は、ないということによろしいでしょうか。

○消防総務課長（井坂茂樹君） そのとおりでございます。

○委員長（植木弘子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） 質疑ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第13号 小美玉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）総務常任委員会所管を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） それでは、議案第14号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務常任委員会所管分についてご説明を申し上げます。

初めに、6ページのほうをお開き願います。

第3表、繰越明許費補正。1、追加におきまして、総務常任委員会所管が2件ございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、住民記録システム改修委託料で96万8,000円。

1つ飛びまして、4款衛生費、2項清掃費、広域ごみ処理施設建設負担金で5,594万7,000円でございます。

次に、11ページをお開き願います。

事項別明細、歳入でございますが、総務常任委員会所管につきまして、こちら財政課一括でご説明を申し上げます。

1款市税、1項市民税、2目法人市民税で8,330万円の補正増でございます。同じく1款2項1目固定資産税で9,300万円の補正増でございます。1款3項軽自動車税1目環境性能割で200万円の補正増、2目種別割で40万円の補正減でございます。1款4項1目市たばこ税で1,000万円の補正増でございます。

2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税で161万4,000円の補正増でございます。

6款1項1目法人事業税交付金で3,000万円の補正増でございます。

8款1項1目ゴルフ場利用税交付金で500万円の補正増でございます。

12款1項1目地方交付税のうち、普通交付税で3億5,217万2,000円の補正増。こちらは令和3年度国補正予算（第1号）に基づき、普通交付税におきまして国から追加交付があったため、今回増額を行うものでございます。

12ページをお開き願います。

14款分担金及び負担金、1項負担金、2目衛生費負担金で1,650万1,000円の補正減。茨城美野里環境組合整備事業負担金及び中継センター維持管理負担金の補正によるものでございます。

15款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料で319万1,000円の補正減。税務諸証明手数料ほか、5件の補正によるものでございます。

13ページに移ります。

13ページ、3目衛生手数料で3万3,000円の補正増。一般廃棄物処理業許可申請手数料、外2件の補正によるものでございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金のうち、社会保障税番号制度システム整備費補助金で96万8,000円、個人番号カード交付事務費補助金で524万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で7,005万6,000円の補正増でございます。

続きまして、16ページをお開き願います。

17款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金で778万7,000円の補正減。市町村事務処理特例交付金、外5件の補正によるものでございます。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入のうち、土地貸付料で70万5,000円の補正増。2目利子及び配当金で111万1,000円の補正増でございます。

18款2項財産売払収入、1目不動産売払収入で24万円の補正増でございます。

19款1項寄附金、1目一般寄附金で29万9,000円の補正増。2目総務費寄附金、ふるさと応援に対する指定寄附金で2,000万円の補正増。3目衛生費寄附金、環境保全に対する指定寄附金で275万6,000円の補正増でございます。

17ページのほうに移ります。

17ページに移りまして、20款繰入金、2項1目基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金で3億641万2,000円の補正減、幡谷浩史環境福祉整備基金繰入金で12万1,000円の補正減、防災対策基金繰入金で56万3,000円の補正減、ふるさと応援基金繰入金で142万8,000円の補正減、公共用バス整備基金繰入金で196万1,000円の補正減、合併振興基金繰入金で4,000万円の補正減でございます。

22款諸収入、4項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入。内容は、空地雑草除去受託料で109万5,000の補正減でございます。22款5項5目雑入のうち、旅券発行収入印紙等売払収入で1,080万円の補正減、日本容器包装リサイクル協会合理化拠出金で45万円の補正減。

18ページに移りまして、市内循環バス運賃で46万2,000円の補正減、霞ヶ浦環境創造事業推進協議会解散精算金で10万円の補正増、旧茨城美野里環境組合決算金で2億6,603万5,000円の補正増、その他として建物災害共済金及び自動車保険返戻金などで43万7,000円の補正増でございます。

23款1項市債、1目農林水産業債、畑地帯総合整備事業債で330万円の補正減、農村地域防災減災事業債で20万円の補正増、4目教育債、小川北義務教育学校整備事業債で3,160万円の補正減、学校施設改修整備事業債で9,550万円の補正増、学校屋外教育環境整備事業債で3,200万円の補正増、教育施設石綿対策事業債で5,070万円の補正増、5目合併特例債、教育施設整備事業債で1億4,650万円の補正減、7目衛生債、広域ごみ処理施設建設事業債で7,700万円の補正増でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 続きます、歳出についてご説明いたします。

初めに、一般会計全体の職員給与費に関する補正につきまして、人事課より一括してご説明をさせていただきます。

70ページをご覧ください。

70ページ、一般職の総括表の比較欄になりますが、報酬が644万円の減、給料が1,009万7,000円の減、職員手当が470万7,000円の減、共済費が1,181万3,000円の減、合計としまして3,305万7,000円の補正減でございます。

職員手当の詳細につきましては、下の表の内訳欄のとおりでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

今回の職員給与費に関する補正の主な要因につきましては、会計年度任用職員の減少と育児休業等による報酬・給料の減、各種手当の増減、市町村共済組合の共済費の減によるものでございます。

以上が職員給与費の補正に関する説明でございます。

これより、各所管より歳出の説明をさせていただきますが、職員給与費に関する補正につきましては、説明を省略させていただきます、職員給与費以外の補正内容について、順次説明をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 菊田議会事務局次長。

○議会事務局次長（菊田裕子君） それでは、まず初めに、議会事務局所管でございます。

19ページをお開き願います。

1款1項1目、いずれも議会費でございます。まず、1、議員給与費の1節議員報酬につきましては、欠員が生じたため、128万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、3、議会運営費につきましては、合計で346万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。減額の主な理由としては、コロナ禍により議員等の研修及び会議等が中止、縮小になったことから、主に8節の旅費、13節の自動車借上料、18節の会議等参加負担金などの不用額を減額するものでございます。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 倉田秘書政策課長。

○秘書政策課長（倉田賢吾君） 続きます、秘書政策課所管についてご説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3の秘書事務費につきまして、3万円の

減額補正をお願いするものでございます。

減額の主な理由といたしましては、県副市長会より新型コロナウイルス感染拡大の影響により会議等中止になり、今年度の負担金徴収がなくなりましたことから、18節の不用額を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川正幸君） 続きまして、総務課所管についてご説明いたします。

その下になります。5、庶務事務費につきましては16万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、13節使用料及び賃借料の郵便料金計器借上料について、入札差金による減額をお願いするものでございます。

次に、その下、6、文書法制管理事務費につきましては、財源内訳補正として、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を44万5,000円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 続きまして、人事課所管についてご説明いたします。

説明欄8、人事・給与管理事務費、12節の委託料につきましては、職員採用試験適性検査委託料の確定により100万円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄10、職員研修費、8節の旅費につきましては、コロナウイルス感染拡大による研修会の一部中止による3万円の補正減でございます。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木 浩君） 続きまして、企画調整課所管についてご説明させていただきます。

21ページをご覧ください。

2目文書広報費、1、広報活動経費につきましては、事業確定に伴いまして、広報紙の印刷製本費46万円の減額をお願いするものであります。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） 続きまして、その下、3目財政管理費についてご説明いたします。

3目財政管理費、1、財政管理事務費で1,910万9,000円の補正増でございます。こちらにつきましては、広域ごみ処理施設建設負担金に伴い交付されました令和2年度における震災復興特別交付税につきまして、交付対象事業費の確定により過大交付が生じたため、これを返還するために、国・県補助等返納金を増額するものでございます。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 酒井会計課長。

○会計課長（酒井美智子君） 続きまして、その下、4目会計管理費でございますが、需用費の消耗品費、役務費の手数料を合わせました16万5,000円を不用額として補正減をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川正幸君） 続きまして、その下、5目財産管理費、1、公有財産管理事務費につきましては、50万円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、13節使用料及び賃借料の高速道路使用料について執行見込みによりまして、減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、2、市庁舎維持管理経費につきましては91万円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、12節委託料の庁舎警備委託料、庁舎空調機器保守点検委託料、飲料水受水槽及び高架水槽清掃委託料、電話交換受付料、14節の工事請負費の庁舎改修工事費、それぞれ入札差金による減額をお願いするものでございます。

続きまして、3、公用車維持管理費につきましては717万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、10節需用費の修繕料、11節役務費の手数料、次のページの保険料、26節公課費の自動車重量税につきましては、公用車の車検関連経費の執行見込みによる減額をお願いするものでございます。12節委託料、こちら、公用バス運行管理業務委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして公用バスの使用が減少したため、減額をお願いするものでございます。17節備品購入費の自動車購入費につきましては、入札差金による減額をお願いするものでございます。

続きまして、4、契約検査事務費につきましては14万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、13節使用料及び賃借料の電子入札システム使用料につきましては、額確定に伴います減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木 浩君） 続きまして、企画調整課所管についてご説明させていただきます。

6目企画費、1、企画調整事務費につきましては、新型コロナ感染拡大の影響によりまして会議などが中止となったため、報償費の7,000円、旅費1万円の減額、また、負担金としまして、霞ヶ浦環境創造事業推進協議会が本年度をもちまして終了となることから、負担金の徴収をしないということになりましたので、合わせまして減額となり、合計で11万7,000円の減額補正をお願いするものです。

次に、2、ふるさと寄附金事業につきましては、歳入のふるさと応援に対する指定寄附金の増額補正に伴い、通信運搬費で返礼品の郵送料150万円とポータルサイトに対する手数料で200万2,000円の増額、また、本年度も新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、中止となったふるさと納税大感謝祭の経費といたしまして、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金、合わせまして128万4,000円の減額となりまして、合計で221万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

23ページをご覧ください。

次に、3 総合計画費につきましては、審議会開催における委員報酬が欠席等によりまして予算に余剰が生じたため3万5,000円の減額補正をお願いするものであります。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 山口行政経営課長。

○行政経営課長（山口恵一君） 続きまして、行政経営課所管についてご説明いたします。

7目電子計算費、1 情報化推進事業2,042万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。減額の主な理由につきましては、12節委託料及び17節備品購入費において、無線LAN整備に当たり半導体不足の影響により機器の調達が困難となり、インターネット環境整備は行えましたが、LGWAN環境整備につきましては、納入期間が定まらなかったことから構築の見直しをしたことによる減額となっております。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 中村小川総合支所長。

○小川総合支所長（中村理佳君） 続きまして、小川総合支所所管につきまして、ご説明いたします。

24ページとなります。

8目支所及び出張所費、2事業小川総合支所管理経費、17節備品購入費につきまして、639万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、マイナンバーカードを利用して、住民票、印鑑証明書及び税証明等が取得できる「証明書自動交付システム」の購入費用が契約の確定により、当初の見込みを下回ることによる減額となります。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 田村玉里総合支所長。

○玉里総合支所長（田村智子君） 続きまして、玉里総合支所所管分でございます。

説明欄3、玉里総合支所管理経費につきましては、財源内訳補正としまして、国補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を28万1,000円増額し、一般財源を同額、減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 貝塚市民協働課長。

○市民協働課長（貝塚満典君） 続きまして、市民協働課所管につきまして、ご説明いたします。

同じく24ページ、10目コミュニティ活動促進費、1コミュニティ活動活性化事業、13節使用料及び賃借料29万7,000円ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、ふるさとふれあい祭りが中止と決定したため、減額をお願いするものでございます。

続きまして、3市民協働推進事業、18節負担金、補助及び交付金100万1,000円ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、補助金申請団体が事業を中止したことにより減額をお願いするものでございます。

続きまして、4男女共同参画経費、10節需用費1万8,000円、12節委託料30万円、これらにつきましても新型コロナウイルス感染拡大防止対策として事業を中止したことにより減額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 長谷川防災管理課長。

○防災管理課長（長谷川勝彦君） 続きまして、11交通安全対策費、1交通安全対策経費で2万5,000円の補正減、報酬の一部を減額するものでございます。

次に、13防災諸費、1防災行政無線事務費で2万4,000円の補正減、無線技士受験のための旅費を減額するものでございます。

2 防災対策諸費で129万円の補正減。会議を行わなかったことによる報酬の減及び防災訓練を規模縮小したことによる報償費、需用費を減額するものでございます。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木 浩君） 続きまして、25ページをご覧ください。

中段の15目特定事業推進費、2 合併特例推進事業につきましては、7 節報償費、10 節需用費、11 節役務費、12 節委託料、13 節使用料及び賃借料、18 節負担金補助及び交付金におきまして、事業確定に伴い合計486万2,000円の減額補正をお願いするものです。

次に、3 地方創生推進事業につきましても同様に、1 節報酬、7 節報償費、8 節旅費、12 節委託料につきまして、事業確定による減額となっており、合計34万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 島田税務課長。

○税務課長（島田視一君） 続きまして、28ページをお開き願います。

税務課所管になります。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費、説明欄 3 の税務事務費は775万8,000円の減額でございます。

内容としまして、18 節の 5 万8,000円の補正減につきましては、地方税共同機構に支払う共同収納手数料負担金額が変更になったため減額するものでございます。

次の22 節770万円の減額でございますが、過誤納還付金につきましては、還付の発生件数が少なかったことにより600万円を減額し、過誤納還付加算金につきましては、過誤納還付金の減額に伴い170万円を減額するものでございます。

次に、その下の 2 目賦課徴収費、説明欄 1 の賦課事務費は128万4,000円の減額でございます。

内容としまして、12 節委託料は、ここに記載の 2 つの委託料につきまして、いずれも契約金額が当初見積額より低い額となったため、不用額として減額するものでございます。

次の13 節軽自動車税検査協会データ取込及び更新機能使用料につきましては、本年度予定しておりました軽自動税システムの改修作業が、令和 4 年度に延期になったため、改修経費分 7 万5,000円を減額するものでございます。

税務課所管は以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 小倉収納課長。

○収納課長（小倉達郎君） 続きまして、収納課所管の予算についてご説明申し上げます。

その下の2徴収事務費につきましては、財源内訳補正として国補助金の新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を49万3,000円増額し、一般財源を増額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 宏君） 続きまして、市民課所管についてご説明いたします。

29ページをご覧ください。

2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費、2戸籍住民基本台帳事務費につきましては、15万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内訳でございますが、8節旅費2万1,000円につきましては、新型コロナウイルスの影響により予定していましたシステム確認試験が中止により、減額するものでございます。

12節委託料の住民記録システム改修につきましては、国の令和3年度補正予算に基づく事業であるため、96万8,000円増額するものでございます。

戸籍システム改修委託につきましては、令和4年度に実施することになったため、79万2,000円減額するものでございます。

3旅券発行業務経費の10節需用費につきましては、新型コロナウイルスの影響によりパスポートの申請件数の減少による印紙証紙代の1,080万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川正幸君） 29ページ、下段をご覧ください。

2款総務費、4項選挙費、3目諸選挙費、1衆議院議員総選挙費につきましては、454万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

理由といたしましては、令和3年10月31日に執行されました衆議院議員総選挙経費の額の確定に伴いますそれぞれ需用額の減額をお願いするものでございます。

次に、30ページをご覧ください。

2、県知事選挙経費につきましては、258万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

理由といたしましては、令和3年9月5日に行われました茨城県知事選挙経費の額確定に

よるそれぞれ需用額の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木 浩君） 31ページをご覧ください。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、2統計調査事務費では、1、報酬並びに7節報償費、10節需用費、11節役務費におきまして、事業確定による減額といたしまして合計6万5,000円の減額補正をお願いするものです。

次に、2目指定統計費、3、経済センサス調査費並びに次ページ32ページですが、4、経済センサス調査区管理費につきましては、事業確定による減額補正となっております。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 朝比奈環境課長。

○環境課長（朝比奈公俊君） 続きまして、環境課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

43ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費でございます。

まず、2、環境衛生事務費といたしまして、18節負担金補助及び交付金、湖北水道企業団負担金31万9,000円の増につきましては、湖北水道企業団職員の児童手当に要する費用でございます。

続きまして、3、環境保全美化推進事業につきましてご説明いたします。

4、空地雑草除去事業の受託料収入額が当初予算に比べ減額となったことから、12節空地雑草委託料の事業費確定に伴う203万4,000円の減額に併せまして、財源内訳補正をお願いするものでございます。

続きまして、狂犬病予防事業でございます。11節役務費の通信運搬費でございますが、郵便料の額の確定による減額でございます。

続きまして、8、空家対策推進事業の1節報償費でございます。空家等対策協議会に資する事案が本年度なかったため、空家等対策協議会委員報酬の9万円を減額するものでございます。

また、14節工事請負費の立木伐採等工事費につきましては、対象となっていた空家の想定相続人が確認されたことから、工事を実施できなくなったため、69万3,000円を減額するものでございます。なお、対象となっている立木のうち、隣地付近にある立木ですが、昨年剪

定されているのを確認してございます。

続きまして、44ページをお開き願います。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、2、ごみ処理対策経費でございます。1節報酬の廃棄物減量等推進審議会委員報酬2万円、12節委託料の一般ごみ収集運搬委託料29万2,000円、22節償還金利子及び割引料の過誤納還付金47万円でございますが、実績額の確定に伴い、所要の額を減額するものでございます。

なお、18節負担金補助及び交付金の県清掃協議会負担金につきましては、コロナ禍により事業が実施できなかったことから、今年度の負担金が免除されたため、2万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、4、茨城美野里環境組合整理事業でございます。14節工事請負費の旧事務所解体工事費ですが、工事の完了により2,772万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、18節旧茨城美野里環境組合整理負担金でございますが、茨城町と締結しました当該組合の解散に伴う事務の承継等に関する協議書に基づき、茨城町への清算額といたしまして、2億3,630万8,000円を計上するものでございます。内訳でございますが、土地代金としまして8,902万1,000円、基金が5,387万円、通帳残金が8,944万3,000円、備品等の売上げ益が346万4,000円、令和2年度の普通交付税が51万円でございます。

続きまして、26節公課費の汚染負荷量賦課金でございますが、実績額の確定により3万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、2目塵芥処理費、1、ごみ処理施設一部事務組合負担経費でございますが、1,997万7,000円の減額でございます。

まず、霞台厚生施設組合負担金1,428万9,000円の減額でございますが、ごみ処理施設の広域化に伴うスケールメリットにより、主に新施設の維持管理経費等が削減されたことによるものでございます。

続きまして、広域ごみ処理施設建設負担金568万8,000円の減額につきましては、地域還元施設の建設事業費等の契約額の確定に伴うものでございます。

なお、地域還元施設は、第1回目の入札が不調となり、再入札を行った結果、令和3年度分の事業期間が短期間となったため、事業費の一部を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、繰越明許費の5,594万7,000円と併せてお願いするものでございます。

以上ですが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 消防本部、井坂総務課長。

○消防総務課長（井坂茂樹君） 続きます、消防本部所管の補正予算についてご説明いたします。

54ページ中段をご覧ください。

9款1項消防費、1目常備消防費、6、車両維持管理経費、需用費60万2,000円の補正増につきましては、燃料の単価高騰によるものでございます。

続きます、8、警防活動経費、17、備品購入費、災害対策用備品購入経費19万6,000円の補正増につきましては、消防車両積載の携帯電話機5台を更新するものでございます。

続きます、9、救急救助活動経費、17、備品購入費、救急用具等購入費17万6,000円の補正減につきましては、内訳でございますが、自動心肺蘇生機一式購入事業に伴う入札差金が9万9,000円、空気呼吸器用面体購入事業に伴う入札差金が7万7,000円でございます。また、財源内訳の補正として、国補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を66万2,000円増額し、一般財源で83万8,000円を減額するものでございます。

続きます、10通信指令運営経費需用費24万5,000円の補正減につきましては、非常用自家発電装置修繕事業の入札差金によるものでございます。また、18負担金336万7,000円の補正減につきましては、茨城消防救急無線指令センター運営協議会負担金が減額になるためでございます。

次に、55ページをご覧ください。

2目非常備消防費、1消防団活動経費、8旅費32万7,000円の補正増につきましては、災害出場件数が当初見込みを超過したため、出動手当をお願いするものでございます。また、18負担金補助及び交付金負担金18万6,000円の補正減につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により事業が中止となったため、減額するものでございます。

続きます、3目消防施設費、1消防施設整備事業につきましては、財源内訳補正として、国補助金の特定防衛施設周辺整備調整交付金を90万円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

消防本部につきましては以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） それでは、66ページをお開き願います。

13款諸支出金、1項基金費については、総務常任委員会所管分を一括してご説明申し上げます。

13款1項2目減債基金費、1減債基金費で2億5,186万5,000円の補正増でございます。

歳入で補正計上します普通交付税について、追加交付の一部が臨時財政対策債の償還財源を前倒しして措置したものとされていることから、市債の償還財源として活用するように国から求められており、減債基金に積立てをするものでございます。3目公共施設整備基金費、1公共施設整備基金費で2億2,739万1,000円の補正増でございます。財産売払い収入や施設に関する一般財源削減額を積立てし今後想定されます公共施設建築物系個別施設計画に基づく事業の財源とするため、積立てを行うものでございます。67ページに移りまして、10目幡谷浩史環境福祉整備基金費、1幡谷浩史環境福祉整備基金費で275万7,000円の補正増、環境保全に対する指定寄附金を積立てするため、補正するものでございます。12目ふるさと応援基金費、1ふるさと応援基金費で2,000万円の補正増、ふるさと応援に対する指定寄附金を積み立てるため、補正するものでございます。13目合併振興基金費、1合併振興基金費で149万2,000円の補正増、積立金利子の収入見込みに伴い、補正を行うものでございます。

68ページに移りまして、22目公共用バス整備基金費、1公共用バス整備基金費で600万円の補正増、歳入における特定防衛施設周辺整備調整交付金を原資に積立てを行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

香取副委員長。

○副委員長（香取憲一君） よろしく申し上げます。

冒頭のほうなんです、13ページ、歳入のところ、再編関連、防衛関連ですね、再編関連移転等交付金、これ減額補正で889万1,000円減額になっているんですけども、この移転交付金が900万近く減額、ちょっと理由を教えてくださいなんですが。

○委員長（植木弘子君） 植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） すみません、こちらの所管につきましては都市建設部基地対策課のほうになるため、こちらの所管事項ではございませんので、ということになります。

○委員長（植木弘子君） 香取副委員長。

○副委員長（香取憲一君） すみません、了解しました。

○委員長（植木弘子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第8号）、総務常任委員会所管について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号 令和3年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

朝比奈環境課長。

○環境課長（朝比奈公俊君） 続きまして、議案第18号 令和3年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、1ページをお開き願います。

予算の概要でございますが、歳入歳出それぞれ478万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,115万9,000円といたします。

続きまして、3ページをお願いいたします。

最初に、歳入予算についてご説明させていただきます。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料、1節霊園使用料は478万4,000円の減額となります。減額の主な理由ですが、新規の申込みが14区画であったことによるものでございます。

続きまして、歳出予算をご説明いたします。

1款霊園事業費、1項霊園施設管理費、1目霊園施設管理費、1市営霊園管理事業の24節

積立金ですが、歳入予算と同額の478万4,000円を減額するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号 令和3年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

倉田秘書政策課長。

○秘書政策課長（倉田賢吾君） それでは、議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議につきましてご説明をいたします。

現在、水戸市を中心とする県央地域9市町村間におきまして協定を締結し、公の施設の広域利用を実施しておりますが、このたび対象施設の変更に伴い、現行の協定を令和4年3月31日限りで廃止し、案のとおり同年4月1日付で改めて協定を定めることについて協議したく、本案を提出するものでございます。

協定書2ページ目、対象施設の変更内容につきましてご説明をいたします。

内容といたしまして、施設の追加が3件、名称の変更が1件の計4件の変更がございます。

まず1件目、協定書の2ページ目をご覧ください。

水戸市におきまして、ページ下段の水戸市下入野健康増進センターが新設による追加となっております。

2件目、3ページ目上段の笠間市におきまして、笠間芸術の森公園スケートパークが新設による追加となっております。

3件目、ページを返していただきまして、4ページ目下段の茨城町のほうをご覧ください。運動公園の多目的広場につきまして、これまでの陸上競技場から名称を変更しております。

最後に、4件目でございますが、5ページ目の城里町のほう、施設の一番下、コミュニティセンター城里につきまして、図書室が新たに追加となっております。

以上の点につきまして、内容を変更の上、協定を締結させていただきたく、ご審議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号 公の施設の広域利用に関する協議について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

倉田秘書政策課長。

○秘書政策課長（倉田賢吾君） それでは、議案第32号 公の施設の広域利用に関する協議につきまして、ご説明をいたします。

提案理由といたしまして、既に議案第7号と関連をいたしまして、石岡市、行方市及び茨城町の4市町村からにおいて実施する広域利用につきまして、このたび、かすみがうら市のカヌー及び対象施設の変更がございまして、現行の協定を、令和4年3月31日限りで廃止をし、案のとおり同年4月1日付で改めて協定を締結することについて協議をいたしたく、本案を提出するものでございます。

施設の変更内容につきましては、先ほど、戸田議員よりもご指摘がございました、協定書3ページ目を御覧ください。

新たに追加をいたします、かすみがうら市につきましては、かすみがうら市多目的運動広場からかすみがうら市立図書館千代田分館までの計7施設が追加となっております。

続いて、ページを1枚返していただき、左側のページ上段、行方市のほうを御覧ください。

行方市北浦運動場につきまして、柔剣道場が削除、行方市玉造運動場においては、浜野球場を浜球場に、泉野球場を泉球場に、それぞれ名称変更し、さらに弓道場が削除されております。

最後に、右側のページの茨城町のほうにつきましては、先ほどの議案第31号と同様、運動公園の多目的広場が陸上競技場から名称を変更してございます。

以上の点につきまして、内容変更の上、協定を締結させていただきたく、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

説明は以上です。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第32号 公の施設の広域利用に関する協議について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議会案件となりますが、内容によっては執行部に意見を求める場合がございますので、事前に閉会まで出席をお願いしている部署におかれましては引き続き出席をお願いいたします。それ以外の執行部はここで散会とさせていただきますが、ここで委員の皆さんから執行部に何かございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） それでは、執行部から、その他何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、執行部は散会といたします。お疲れさまでした。

議会案件につきましては、午後1時半より再開いたします。よろしくをお願いいたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

午後12時15分 休憩

午後 1時23分 再開

○委員長（植木弘子君） それでは、休憩前に続きまして、協議を始めたいと思います。

続きまして、請願第1号 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願採択の請願書を議題といたします。

既に配付されております、こちらの請願内容について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

一人ずつご意見を何うような形でよろしいですか。

石井委員。

○8番（石井 旭君） 委員長のほうから前もってこの事前資料をいただいて、阿見町は継続審査になっているようですが、ほかはどうか、全部じゃないというのでしょうか、こ

のもらった中では、今聞いたところでは可決しているんで、私は可決でもいいのかなと思っております。皆さんがご同意いただければ、よろしくをお願いします。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。

すみません、お伝えするのが抜けてしまいました。阿見町のほうは、こちらの資料を作成していただいて、15日時点では継続審査でしたが、その後、本会議におきまして採択可決をされたということです。こちら、完全に小美玉市議会に提出されている団体と同じ団体になっております。

○8番（石井 旭君） 分かりました。

○委員長（植木弘子君） 岩本委員。

○12番（岩本好夫君） 私も事前資料を見させていただきました。私も採択することに何ら異論はありません。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。

では、副委員長のほうからありましたらお願いします。

○副委員長（香取憲一君） ありません。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。

ほかに特別ご意見がないようでしたら、討論に入らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） では、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第1号 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願採択の請願書について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案を採択すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（植木弘子君） 挙手多数と認め、本案は採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第1号 下吉影小学校を美術館と美術品等の作品保管庫として利活用するよう求める陳情書を議題といたします。

こちらの陳情内容について事前にご確認いただいていると思いますので、委員の皆様から早速ご意見をいただきたいと思います。また、もし、執行部のほうにご質問、ご確認したいことがありましたら、ぜひ、お尋ねいただきたいと思います。

石井委員。

○8番（石井 旭君） お聞きしたい部分がちょっとあるんですけども、下吉影ということで、私も地元ということでありまして、地元の方々からのどういうふうになるんだといういろいろ下吉影の跡地ね、新しいので取り壊しはしないで、例えば、県などとそういうところに借りていただくと一番いいんじゃないかなというような話はしているんですが、そういった特別今のところまた市としては県に打診してみたりとか、そういう何ていいますかね、そういうところに、民間も含めてそういう打診をしたりということを特別していないと聞いていたと思うんですが、私としてまた3月で終わりますけれども、4月以降も急にこのような学校、前からこの保管庫という話も聞いたことはあるんですが、まずは地元の声を聞いていただいたり、市のほうの考え方を聞いてから考えたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○委員長（植木弘子君） 執行部のほうから何か。

方向性について、今、分かる範囲でお答えいただければと思いますので。

山口行政経営課長。

○行政経営課長（山口恵一君） 石井委員さんのおっしゃるとおり、まだ全然こういう貸付け先とか売却先につきましては、まだ全然決まっていない状態でございます。貸付け、売却の理由としましてはやっぱり築年数がまだ20年ぐらいですか、状態が非常に良いというところで、市としましても、財政状況のことを考えますと、売却するにしても、貸付けにするにしても市に負担がないような形が一番いいのかなというふうなことで考えております。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 石井委員。

○8番（石井 旭君） ありがとうございます。

そうですね、今後、すぐというのはなかなか計画が難しいと思うんですが、初めから県から要望がくるようならいんですけれども、今の状態、また、市のほうで負担がないような形で、県などとかに貸付けするのが一番だと思うんですけれども、そういったことで、今後、県のほうとかいろいろ、一番県があれかなと思うんですけれども、そういうところと勉強し

ていただければと思うんですが、よろしくお願いします。

○委員長（植木弘子君） ほか。

岩本委員。

○12番（岩本好夫君） これ、下吉影小学校を美術館と美術品等の作品保管庫というふうにいっているんですけども、何ていうんだろ、いい意見だと思うんだけど、これは議会で、例えば、採択をすべきことではないと思うんだよね。議会が決めることではないんでね、これはね。ただ、これに限ってのことだから、これをこう使ってくれという前提での陳情だから、この採択はちょっと難しいと思うんだけど、ただ、私らの美野里地区ではまだ廃校になったところがないんでね、やる前から、どういうふうに廃校は進むのかちょっとよく分からないんだけど、ある程度市のほうで線引きというか、いろいろ計画をして、その案としてまた市民説明会みたいなのをやるわけでしょう。そうしたら、当然市のほうの方針というか、こういう形でというのものもあるかもしれないけれども、先ほど石井委員が言ったように、地元住民の声というのも大事だと思うんだよね。

だから、そういった中で、例えば、これ不採択にするにしても、附帯として、例えば、そういった市民説明会の中でこういう意見もありました、陳情がありましたぐらいの紹介をしてあげることというのは、これ、住民の声として大事かなと思うんだけど、確かに採択することは難しいかもしれないけれども、こういう意見もあり、考えもあるということは、住民に知らせてあげることも大事だと思うんだけど。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。

副委員長のほうからありましたら。

○副委員長（香取憲一君） 私のほうも、今、石井委員や岩本委員、両先輩方の意見に非常に納得している次第でありまして、加えて私が今思ったのは、やはり公共施設建築物系個別施設計画、参考資料これコピーしていただいていますけれども、ここがまだ今スタートして間もない中で、ここの部分のこの何ていうんですかね、この計画の進捗状況というか、いろんなケースが今これから入ってくると思うんですね。下吉影小は非常に新しいということで、いろいろほとんどが除却の中で、ここだけは貸付けもしくは売却というふうになりますので、今岩本委員がおっしゃったように、なかなかちょっとそういう意味では個別にこれをピンポイントで議会として検討していくということはなかなか難しいのかもしれませんが、大きく、市民の皆さんのいろいろな意見を聞いて、おっしゃっていただいたように、これも選択、こういう意見もありますということも含めまして、その方向性、大きな視点からの

方向性から徐々に、ちょっと抽象的で申し訳ないんですけども、絞っていったほうが賢明な契約方法とか、そういうことも含めて、結論になるんじゃないかなと私も思う次第であります。

以上です。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。皆さんからのご意見ありがとうございます。

では、討論に入らせていただきたいと思います。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

陳情第1号 下吉影小学校を美術館と美術品等の作品保管庫として利活用するよう求める陳情書について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案を採択すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（植木弘子君） 挙手なしと認め、本案は不採択すべきものと決しました。

岩本委員。

○12番（岩本好夫君） ちょっと執行部側に、まあ、例えば、こういった意見がありましたということを住民説明会なんかで説明するようなことはできるのかな。

○委員長（植木弘子君） 磯総務部長。

○総務部長（磯 敏弘君） こういった、ただいま意見いただきましたが、これはその地域の市民の方に伝える機会というのは、今ここで、この場でいつこういうのがあってということはお答えできないんですが、そのうちやはりこういう何ですかね、ここはほかの施設と違って売却貸付けというような方向になっておりますので、今後、じゃ、このままで行政のほうも動かないわけにはいかないと思うんですね。ですから、いつとは今ここでは言えないんですが、近い将来、この小学校の利用についてはそれなりに、まず、地域の方にお示しをして、今言ったような、ここで協議いただいたような意見もその中でお示ししながら、やっていくようになるのかなと思います。ちょっと不明確なお答えで申し訳ないんですが、今お答えできるのはそういう形かなと思います。よろしく願いいたします。

○12番（岩本好夫君） 結構です。

○委員長（植木弘子君） 分かりました。ありがとうございます。

附帯事項をつけての採択というような。

○12番（岩本好夫君） それはみんながそうしてくれと言うんだったら、それでいいけれども。

○委員長（植木弘子君） 改めて、申し訳ありません、不採択ということで決するということが、附帯事項を入れた上での不採択という、ちょっとおかしいですか。

○12番（岩本好夫君） それは不採択したとしても、要望するとかそういうことでいいんじゃないかな。俺は今要望したから、これでいいです。

○委員長（植木弘子君） じゃ、それでよろしいですね。

では、不採択すべきものと決めます。

以上で、本日当委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

次に、その他に入ります。

委員の皆さんからそのほかの件で何かあればお願いいたします。

副委員長。

○副委員長（香取憲一君） すみません、私のほうから1点だけ、総務常任委員会に出させていただきます。ちょっと個人のことを言って申し訳ないですが、前任が文教だったものから総務ということでいろいろ勉強させていただく中で、ちょっと思いがありまして。昨年度の予算で、総務の税務課のほうでAI-OCR、AIの機器を結構な予算を取って、文字を読み込んで、スタッフの皆さんの業務量の軽減を図るという非常に画期的なシステムを導入したという、もう今、もちろん稼働しておりますけれども、一度その結構な予算額でもありましたので、ぜひ、我々総務のメンバーで1階に下りて、執行部のご理解が得られるようであれば、時期はちょっとお忙しいとは思いますが、時期は検討していただいて、ぜひ、総務常任委員会のほうでそのAI-OCRが稼働している状況、以前はこうだったんだけれども、こういうふうになりましたというところを、我々も検分させていただければ非常に勉強になるかなという思いでおりますので、ぜひ、そちらのほうをちょっとご検討いただければと思います。

以上です。

○委員長（植木弘子君） 現場確認、また、勉強会とか研究会というような形での議案が少ないときに、来年度中に実施に向けて準備していただければと思いますので、よろしくお

願いたします。

ほか何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） では、ないようですので、本日の審議及び協議は全て終了いたしました。

それでは、副委員長にお渡しいたします。



◎閉会の宣告

○副委員長（香取憲一君） では、長時間にわたりどうもありがとうございました。これもちまして、総務常任委員会のほうを閉会させていただきます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 1時38分 閉会